

## 変更理由書

本書は、那須塩原都市計画道路 3・3・2 号黒磯那須北線の変更理由を示したものである。

### 1 都市計画の位置・現況等

那須塩原都市計画道路 3・3・2 号黒磯那須北線は、那須塩原市黒磯（那須町との行政境）を起点として、那須塩原市上中野（一級河川蛇尾川との交差点）へと至る延長約 8,610m の幹線道路である。

本路線は、本路線に接続する那須都市計画道路 3・4・3 号黒磯那須北線、那須塩原都市計画道路 3・3・9 号産業通り及び大田原都市計画道路 3・3・3 号野崎こ線橋通りと一体となり、那須町から大田原市までの県北地区を広域的に結ぶ都市計画道路ネットワークの一部を構成する幹線街路である。

また、『那須塩原市都市計画区域の整備、開発及び保全に関する方針』では地域拠点地区や生活拠点地区の形成、拠点地区間及び周辺地域との移動や連携の促進を図る軸である『都市内道路軸』として位置付けており、一部区間については、主要地方道西那須野那須線として整備が進められてきた路線である。

路線沿線は黒磯や JR 那須塩原駅周辺の市街地が形成されており、住居系の土地利用が多く見られ、那須塩原市の地域及び生活の拠点として、将来にわたり持続的なまちづくりが求められている。

### 2 変更の理由

本路線は広域的な道路ネットワークの一部を構成し、拠点の形成や安定的な物流の確保及び産業振興に資する重要な幹線道路である。

以上の路線の性格を踏まえ、自動車交通の円滑化と歩行者及び自転車の安全な通行を確保するため、一部の道路法線の変更と道路構造令の改正等を踏まえた道路横断構成の見直しを行うものである。

### 3 変更の内容

次のように都市計画を変更する。

名称	内容
3・3・2 号黒磯那須北線	<ul style="list-style-type: none"><li>一部区間について道路法線を変更する。これに伴い延長を約 8,610m から約 8,560m に変更する。</li><li>変更区間(約 2.6km)における道路幅員を 25.0m から 22.75m に変更する。</li><li>都市計画道路 3・5・3 号沓掛通り及び 3・3・4 号東那須野東通りとの交差点部については付加車線を設けるため幅員を 25.0m のままとする。</li></ul>